

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

<当社の経営理念>

ビジョン:「人と知と技術」を未来につなぎ、豊かな世界を開拓します。

ミッション:未来を見据え、協働し、新価値創造に挑み続けます。

<お客様への約束>

お客様と一緒に未来に向き合い、常に最適な技術・体制で、真のパートナー企業として、ともに成長します。

<社員への約束>

多様性を大切に、社員の挑戦を支援し、働くことを楽しみ、価値ある仕事を追求できる環境をつくり続けます。

<ビジネスパートナーへの約束>

多彩な強みと特性を掛け合わせ、シナジーを生み出すことで、お互いの企業価値を向上させる関係を築きます。

当社は、この経営理念のもとで、社会課題の解決に積極的に取り組むとともに、「Innovation Service Provider」を目指しています。

人工知能を始め情報通信技術は急速に進歩しており、インフラとして定着したデジタル化は、それらの新たな技術を誰でも、どのような企業でも利用できるようになってきています。これにより、業界を越えてビジネスの在り方も大きく変わってきていると認識しております。

このような状況の中、当社は、上記のビジョンとミッションに専心していくことが、当社の中長期的な企業価値向上につながり、ひいては株主の皆様への期待にお応えするものと考えております。

当社は、以上の考えおよび認識のもと、経営の在り方を次のように考えております。

1. 執行役員制度

経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、執行責任を明確にするとともに、機動的で質の高い業務執行に専念できる経営体制として執行役員制度を採用しています。取締役会は、重要な意思決定と監督の機能の高度化に専念しております。また、代表取締役および執行役員を兼務する取締役を構成員とする経営会議において業務執行上の重要な事項について十分な協議を行うとともに、業務上必要な意思決定を迅速に行っております。

2. 求心力と緊張感をもった取締役会

変化の激しい情報通信産業の中で、従業員数二千数百人の企業集団が生き残っていくためには、取締役会は従業員にとり身近であり求心力をもち、従業員と一丸となって取り組んでいける存在である必要があると考えております。そこで、当社では基本的に、人格面の良好さとともに、社内の業務に精通し、当社および当社を取り巻く状況に関する見識と判断力のある人物から執行役員を選任し、その中から取締役としてふさわしいものを候補者として選定しております。

一方で、取締役および執行役員による不正や暴走などを防ぐことも必須であり、そのために最も重要なことは、取締役および執行役員が節度ある緊張感をもって業務執行に臨むことと考えております。そこで、当社では、社外取締役および社外監査役には、当社の社風、事業内容等に十分なご理解をいただきつつ、忌憚のない率直な指導、助言等による監督を期待するものであります。また、会社法が本来予定しております取締役相互の監督も適切に行われるよう、取締役会は常に、別け隔てなく自由闊達な議論ができる場となるよう努めております。

3. 監査役会設置会社

当社は、従前より監査役会設置会社を選択しております。社外監査役には、取締役から独立した立場で、上記2のとおり忌憚のない率直な指導、助言等による監督がなされ、また常勤監査役には、経営会議への出席をはじめ、日頃から業務の執行状況の情報収集と監督がなされ、取締役および執行役員との間で良い緊張関係が維持できており、引き続き、この体制を維持してまいります。

4. 経営の進化に向けて

当社は、現在の経営体制の良い点を維持向上させつつ、株主の皆様をはじめ様々なステークホルダーにとって、より透明性が高く、客観性を担保できる経営体制となるよう、引き続き経営の進化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】株主総会における権利行使

外国人株主および機関投資家の比率等に留意しつつ、議決権電子行使プラットフォームの活用を検討してまいります。招集通知の英訳化については、2019年の定時株主総会から実施しております。

【補充原則1-2-5】株主総会における権利行使

当社は、基準日において株主名簿に記載されている議決権を有する株主を議決権行使が可能な株主としておりますので、その他の場合の議決権行使はお断りしています。

【補充原則4-10-1】任意の仕組みの活用

(1) 指名・報酬等重要事項の決定には独立社外取締役の意見を得るようになってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】いわゆる政策保有株式

当社は、取引先との長期的な取引関係の維持発展等、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に政策的保有株式として取得、保有することとしています。また、取締役会において毎年、個別銘柄毎にその保有状況、取得状況、保有に伴う便益とコスト、リスク等総合的に保有の妥当性の検証を行うこととしており、妥当でないとは判断されたものは縮減を図ることとしています。

政策保有株式に係わる議決権については、株主としてすべての保有株式につき行使することとしています。議決権行使は、株主価値を毀損しないか、対象会社の中長期的な企業価値向上が期待でき、当社の保有方針に沿ったものかなど総合的に勘案して行っています。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

取締役等と当社間の取引については取締役会規程により取締役会の決議が必要となっており、またその取引を実行したときには、その重要な事実を取締役に報告することになっています。現在、主要株主となっている株式会社麻生との間で締結している資本業務提携契約の内容等については有価証券報告書にて開示しており、また同様に主要株主となっている富士通株式会社との取引は、同社が主要株主となる前から継続しているものですが、同社との取引状況については当社の有価証券報告書にて開示しています。

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社では、企業年金の資産運用の管理体制の構築・強化を図るため、年金委員会を設置、運営しています。この年金委員会に資産運用に係る一定の資質・能力を持った人材を配置し、企業年金運用上の独立性を損なわないように、運営して参ります。

また、企業年金に係る運用の基本方針を定め、運用機関との定期的なミーティングやヒアリングなどを通じて、定量面だけではなく、スチュワードシップ活動も含めた定性面でも運用機関を評価し、適切な運用機関を選任しています。

なお、年金委員会では、運用機関との定期的なミーティングやヒアリングの中で、運用方針、運用プロセス、事務処理体制、議決権行使状況などを詳細に確認して、企業年金の受益者と会社間に生じ得る利益相反の適切な管理に努めています。なお、年金委員会は、運用機関の資産運用の管理・監督を目的に運営されており、資産運用に関与することはなく、年金委員会基準においても、委員の善管注意義務および受託者責任を明確に規定しています。

【原則3 - 1】情報開示の充実

1. 当社では、経営理念を下記URLに公表しています。なお、2020年5月15日に中期経営計画を公表しました。

経営理念 <https://www.tsuzuki.co.jp/company/principles.html>

中期経営計画 <https://www.tsuzuki.co.jp/ir/policy/strategy.html>

2. 当社は、経営理念のもとで、社会課題の解決に積極的に取り組むとともに、「Innovation Service Provider」を目指してグループ総力をあげ事業活動を展開し、もって持続的な企業価値の向上に努めています。そのために、経営の健全性と透明性および意思決定の迅速性の確保、状況変化への適切な対応、そして本質的な価値の追求をコーポレートガバナンスの基本的な考え方としています。この考え方の下、以下の事項を基本的な方針としています。

(1) 株主の権利と平等性を確保し、また株主との適切なコミュニケーションを確立する。

(2) 法令等に基づく適時開示はもとより、ウェブサイト等による情報開示により透明性を確保する。

(3) 企業価値向上に向けた取締役会の責務を認識するとともに、社外取締役、社外監査役による客観的な監視と支援を充実する。

3. 株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で会社の業績や経営内容等を考慮し、取締役の報酬に関する方針は取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しています。

4. 経営陣幹部の選任・選定にあたっては、性別、国籍の区別なく、それぞれの人格および識見等を十分考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を指名・選任する方針としています。

これに加え、取締役候補者については、株主からの付託に応えることの重要性を踏まえ、当社事業に精通する、あるいは専門性を有するのみならず、会社経営全般を俯瞰し、適切な議論と意思決定ができる人材から指名しています。なお、社外取締役候補者については、会社経営その他の分野での活躍を通じて培った豊富な経験や高度な専門性などを当社経営に活かせるとともに、高い見識からの実効的な監督を期することができる人材から指名しています。監査役候補者については、財務、会計、法務に関する知見など監査に必要な専門性と幅広い豊富な知識を有する人材から指名しています。なお、経営陣幹部の解任・解職あるいはそのための株主総会への提案についても、上記方針に照らし判断することとなります。

手続きについては、取締役候補者の指名および執行役員の選解任は、指名・報酬委員会の諮問に対する回答を踏まえ、取締役会の決議をもって決定しています。監査役候補者の指名については、その妥当性について監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定しています。

5. 候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示いたします。

【補充原則4 - 1 - 1】取締役会の役割・責務(1)

取締役会は、法令および定款に定める決議事項の他、当社およびグループ会社の重要事項として取締役会規程に定めた事項を決議事項としており、その他業務執行上の決定は、執行役員社長に、また職務権限規程により執行役員社長から他の執行役員等に委任されています。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外取締役の選定にあたっては、当社の経営に率直かつ積極的に、建設的な貢献を期待できる人物を候補者とする考えであり、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて独立性を判断します。なお、社外監査役の独立性も同様の基準とします。

【補充原則4 - 11 - 1, 2, 3】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

(1) 当社の事業特性や将来の事業の方向性などを踏まえ、健全性を担保しつつ、迅速かつ果敢な意思決定ができるよう、知識・経験・能力、多様性、適正規模等、総合的な観点から取締役会の構成を考えていきます。

(2) 事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役およびそれらの候補者の重要な兼職の状況を開示しています。

(3) 当社では、取締役会の機能向上を目的として、その実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。2020年3月期は、全取締役および監査役にアンケートを実施し、外部コンサルタントの意見を踏まえ、取締役会の実効性に関する分析および評価を行っております。その結果、当社取締役会は適切に運営され、実効性は確保されていることを確認いたしました。一方で、今後の課題として、取締役会の監視・監督機能をさらに発揮するため、新任取締役への教育のさらなる活性化、時々即した研修を求める旨の意見等が挙げられました。今後、取締役会での議論の活性化に資するトレーニング内容の見直しなど必要な検討を行ったうえで改善に取り組み、より高い実効性を確保できるよう努めてまいります。

【補充原則4 - 14】取締役・監査役のトレーニング

当社では基本的に、業務経験等を通じて事業ないし業務に関して必要な知識・知見を有する者から候補者を選定しております。しかしながら、法律、財務会計、リスク管理、コンプライアンス等の専門的知識については、就任時に外部セミナーによる習得の機会を提供しています。また就任後も必要に応じて、知識・知見を広めるために、外部講師による勉強会を開催し、あるいは外部セミナーへの参加の機会を提供しています。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、以下のように株主の皆様との対話に取り組んでまいります。

- (1)コーポレートを担当する取締役がIRを統括する責任者となります。
- (2)経営企画室がIRを担当し、IR統括責任者を補佐するとともに、IRに関する窓口の役割を担い、法務リスクマネジメント統括部および財務経理統括部とともにIRに対応してまいります。
- (3)株主の皆様との対話の場として、株主総会や個別のご要望に応じた面談を大切にしていくとともに、当面、当社では、事業報告書、アニュアルレポートならびに当社ホームページ等を通じた情報発信を充実させてまいります。また、2018年3月期決算から機関投資家向けに決算説明会、2019年7月から個人投資家向け説明会を開催しており、今後も継続してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社麻生	4,500,000	24.54
富士通株式会社	2,402,235	13.10
都築電気従業員持株会	1,022,492	5.58
扶桑電通株式会社	766,000	4.18
株式会社三菱UFJ銀行	591,907	3.23
株式会社みずほ銀行	591,802	3.23
株式会社三井住友銀行	591,215	3.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	260,800	1.42
HTホールディングス株式会社	200,000	1.09
丸三証券株式会社	192,000	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
瀧中 秀敏	他の会社の出身者													
大森 真人	他の会社の出身者													
村島 俊宏	弁護士													
松井くにお	学者													
森山 紀之	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧中 秀敏		株式会社麻生 専務取締役(現任) 株式会社麻生情報システム 代表取締役社長(現任)	事業法人の代表取締役社長としての豊富な経験、実績を通じて、医療・介護関連の業界についての深い見識を有し、今後の当社の成長新分野新領域への挑戦において、監督と助言が期待できるためであります。

大森 真人	富士通株式会社 理事(現任)	事業法人の本部長としてシステムインテグレーションビジネスにおいて豊富な経験、実績を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できるためであります。
村島 俊宏	村島・穂積法律事務所 パートナー(現任)	弁護士としての専門知識を有し、長きにわたり当社の監査役として、また、指名・報酬委員会の委員長として、当社のコーポレートガバナンスの中心的課題となる役員候補の資質や報酬のあり方について深い見識を有し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できるためであります。
松井くにお	金沢工業大学工学部情報工学科 教授(現任)	株式会社富士通研究所やニフティ株式会社において、また、現在は金沢工業大学工学部情報工学科教授として多くの経験を有しており、情報ネットワークソリューション事業に深い見識を有しています。同氏の経験を活かした多角的な視点および業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できるためであります。なお、松井くにお氏は当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
森山 紀之	医療法人社団進興会 理事長	長年にわたる国立がんセンターでの実績と今後の先端技術AIの研究などの実績から、当社のヘルスケアビジネスや経営方針でもある健康経営に対する取り組みなど、当社と異なる視点・見識および業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できるためであります。なお、森山紀之氏は当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	2	2	2	0	1	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	2	2	2	0	1	なし

補足説明

当社指名・報酬委員会規程に則り取締役会にて委員を選任しております。
委員:江森代表取締役、吉井代表取締役、村島社外取締役、松井社外取締役、小笠原社外監査役の合計5名です。
委員長は委員の互選により選定しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において、会計監査人である太陽有限責任監査法人から、定期的に監査計画、監査結果等について詳細な説明が行われ、積極的な質疑応答が行われるほか意見交換会を年4回開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
小笠原 直	公認会計士														
横張 清威	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小笠原 直		東プレ株式会社 社外取締役(現任)	公認会計士として財務および会計に関する高い見識等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。 なお、小笠原直氏は当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
横張 清威		弁護士法人L&A 代表弁護士・公認会計士(現任) VOVAN & ASSOCIES(バンコク法律事務所)パートナー(現任)	弁護士として専門知識を有していることに加え、公認会計士としても財務および会計に関する専門知識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。 なお、横張清威氏は当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型株式報酬を実施いたします。
対象者は、当社の取締役および執行役員。(社外取締役および国内非居住者を除く。)
取締役等に交付等が行われる当社株式等は、毎年一定の時期に、役位別の標準報酬額および各事業年度の業績目標の達成度()に従って付与されるポイントに基づき定まります。なお、1ポイント=1株とし、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイントの総数の上限は166,000ポイントとします。
受益者要件を充足した取締役等に対し、各事業年度に付与されたポイントの合計数に相当する当社株式等の交付等を退任時に行います。()各事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益等の業績目標の達成度に基づき、0~200%の範囲で業績連動係数を決定します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定については株主総会の決議により定める旨を定款に定めており、株主総会において決議された報酬等の総額の範囲内において決定しております。取締役の報酬等については指名・報酬委員会にて取締役の報酬に関する方針を審議し、決定しております。また、当社は役員報酬の決定プロセスの透明性、客観性の確保から指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会決議に基づき取締役及び監査役から選任された3名以上(うち1名が委員長)の委員で構成し、取締役および執行役員の報酬等に関する決議を行うこととしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局として法務リスクマネジメント統括部が対応しております。重要な情報については、代表取締役社長または担当取締役より直接社外取締役・監査役に対し報告および説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・業務の執行方法

2020年6月25日現在、取締役会は12名の取締役(内5名は社外取締役)によって構成されており、取締役会は重要な意思決定機関であるとともに、経営を監視する機関と位置付けております。なお、常勤取締役、常勤監査役で構成される経営会議を設置し、執行役員への権限委譲の拡大とともに経営のスピード化・戦略性の向上を図っております。また、執行役員との情報の共有、コンプライアンスの強化を図っております。

・監査・監督の方法

(1) 内部監査

当社では内部監査を行う組織として、社長直轄の監査室を設置しており、年間監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

(2) 監査役監査

監査役による監査の方針、監査計画、監査の方法および監査業務の分担は、監査役会において協議のうえ策定しております。また、監査役は当社の取締役会に出席する他、必要に応じて各重要な会議に出席し、積極的に監査事項に関する意見を述べております。

(3) 会計監査

会社法監査および金融商品取引法監査について、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、2020年度は担当公認会計士柏木 忠氏および石川 資樹氏が当社の監査を担当しております。

・社外取締役に関する事項

当社は社外取締役5名を招聘し、経営監視機能を強化しております。

・監査役機能強化に係る取組み状況

「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」、「社外監査役の選任状況」に記載のとおりとなります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社を選択しており、監査役は当社の取締役会に出席する他、必要に応じて各重要な会議に出席し、積極的に監査事項に関する意見を述べており、ガバナンスは機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日16日前2020年6月9日(火)に発送いたしました。
その他	当社ホームページに招集通知発送日前の2020年6月2日(火)に招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家等の皆様に対しましては、年2回決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ「 https://www.tsuzuki.co.jp 」において、ステークホルダーに対するIR情報として、「財務ハイライト」「業績データ」「決算情報」「報告書」「電子公告」「株主総会・株主メモ」「ニュースリリース」等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室がIRを担当し、IR統括責任者を補佐するとともに、IRに関する窓口の役割を担い、法務リスクマネジメント統括部および財務経理統括部とともにIRに対応しております。	
その他	アナリスト・機関投資家等の皆様に対しましては、決算説明会に加え、面談などの要望があった場合にも説明をさせていただきます。 半期ごとにアナリスト向け決算説明会および適宜、個人投資家向け説明会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役は、企業倫理の確立及び法令・定款・社内規程の遵守の確保を目的に定めた「都築グループ行動規範」を遵守するとともに、グループ全体のコンプライアンス推進に取り組む。また、その徹底を図るために、「リスク・コンプライアンス委員会」を運営し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、体制の維持・向上を図る。
さらに社内通報制度を設置し、グループ会社内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。
- (2) 取締役は、重大な法令違反その他法令・定款・社内規程の違反に関する重要な事実を発見したとき、またはかかる報告を受けたときは、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理し、取締役、監査役、会計監査人等から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な体制を整備する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」において運用・推進を行う。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、「リスク・コンプライアンス委員会」は当該リスクの適正な把握に努めるとともに、個々のリスクについて管理責任者を定め、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
- (3) 取締役及び従業員は、トラブル、事故等が発生したときは、エスカレーション・ルートにより「リスク・コンプライアンス委員会」の諮問機関である「リスク・コンプライアンス推進委員会」に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、経営に関する重要事項については代表取締役社長の諮問機関である経営会議において議論を行い、取締役会で決定する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) グループ各社（連結子会社、以下同じ）の業務の適正を確保するため、グループ各社にも「都築グループ行動規範」を適用し、グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。
- (2) グループ各社の業況報告等については「関係会社管理規程」及び「関係会社運営細則」のもと、グループ各社と当社が締結する「グループ経営に関する協定書」に従い、当社へ決裁及び報告を行う。さらに、当社並びにグループ会社の責任者による関係会社連絡会議を開催し、業務の適正を管理する。
- (3) グループ各社の取締役の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、グループ各社の取締役会規程に従い、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。グループ各社の取締役会の決定に基づく業務執行については、グループ各社で定める諸規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- (4) グループ各社の取締役及び従業員にも社内通報制度を適用し、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。
- (5) 内部通報者保護規程において通報者に対しいかなる不利な取扱いを行わない。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。
- (2) 財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。
7. 監査役を補助すべき従業員に関する体制と当従従業員の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役は、補助者として事前に決められた監査室の要員に対し、監査業務の補助を行うよう依頼でき、当該要員は監査役の指揮命令に従うものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならない。
8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役及び従業員は、当社及びグループ各社の業務または業績に与える著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、またはかかる報告を受けたときは、直ちに当該事実を監査役に報告しなければならない。
なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
また、本項の報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。
- (2) 監査役がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
- (3) 監査役会は、代表取締役社長、監査室、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- (4) 監査役は、グループ各社の監査役等との緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努める。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、「都築グループ行動規範」において「反社会的行為への関与の禁止」として「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で接し、一切の関係を断たなければならない。また、その活動を助長するような行為を行ってはならない。」と規定し、行動規範の周知徹底を図っている。

反社会的勢力の対応で不測の事態が発生した場合には、警察、顧問弁護士と連携を図り「リスク・コンプライアンス委員会」が対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

